北九州地域	福岡県の区域のうち、北九州市、中間市及び遠賀郡の区域
福岡地域	福岡県の区域のうち、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、筑紫郡及び粕屋郡の区域

備考　この表において用いられた行政区画又は土地の名称による区域は、平成二十六年一月一日においてその行政区画又は土地の名称による区域として定められていた区域とする。

2　法第二条の三第一項に基づき国土交通大臣が指定する地域は、前項に規定する東京地域、横浜地域及び大阪地域とする。

（単位地域）

第三条　法第三条第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定する地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
北海道A	前条第一項に規定する札幌地域
北海道B	北海道の区域のうち、北海道A以外の区域
青森県	青森県全域
岩手県	岩手県全域
宮城県A	前条第一項に規定する仙台地域
宮城県B	宮城県の区域のうち、宮城県A以外の区域
秋田県	秋田県全域
山形県	山形県全域
福島県	福島県全域
茨城県	茨城県全域
栃木県	栃木県全域
群馬県	群馬県全域
埼玉県A	前条第一項に規定するさいたま地域
埼玉県B	埼玉県の区域のうち、埼玉県A以外の区域
千葉県A	前条第一項に規定する千葉地域
千葉県B	千葉県の区域のうち、千葉県A以外の区域
東京都A	前条第一項に規定する東京地域
東京都B	東京都の区域のうち、東京都A以外の区域
神奈川県A	前条第一項に規定する横浜地域
神奈川県B	神奈川県の区域のうち、神奈川県A以外の区域
山梨県	山梨県全域
新潟県	新潟県全域
富山県	富山県全域
石川県	石川県全域
長野県	長野県全域
福井県	福井県全域
岐阜県	岐阜県全域
静岡県	静岡県全域
愛知県A	前条第一項に規定する名古屋地域
愛知県B	愛知県の区域のうち、愛知県A以外の区域
三重県	三重県全域
滋賀県	滋賀県全域
京都府A	前条第一項に規定する京都地域
京都府B	京都府の区域のうち、京都府A以外の区域
大阪府A	前条第一項に規定する大阪地域
大阪府B	大阪府の区域のうち、大阪府A以外の区域
兵庫県A	前条第一項に規定する神戸地域
兵庫県B	兵庫県の区域のうち、兵庫県A以外の区域
奈良県	奈良県全域
和歌山県	和歌山県全域
鳥取県	鳥取県全域
島根県	島根県全域
岡山県	岡山県全域
広島県A	前条第一項に規定する広島地域
広島県B	広島県の区域のうち、広島県A以外の区域
山口県	山口県全域
徳島県	徳島県全域
香川県	香川県全域
愛媛県	愛媛県全域
高知県	高知県全域
福岡県A	前条第一項に規定する北九州地域
福岡県B	前条第一項に規定する福岡地域
福岡県C	福岡県の区域のうち、福岡県A及び福岡県B以外の区域
佐賀県	佐賀県全域